

別 紙

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）

群馬県内における「令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果」の概要は以下のとおりであった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（1）相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

県内 35 市町村及び県で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 48 件であった（過去最多）。令和 2 年度は 38 件であった。

（2）相談・通報者（表 1）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が 22 人で最も多く、続いて「当該施設元職員」が 8 人、「施設・事業所の管理者」が 6 人であった。

表 1 相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	県から連絡	警察	その他	不明	合計
人数	1	5	22	8	6	1	0	0	1	0	0	2	1	4	5	56
%	1.8	8.9	39.3	14.3	10.7	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	3.6	1.8	7.1	8.9	100

（注）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 48 件と一致しない。

(3) 事実確認・虐待の状況（表2）

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は10件であった（過去最多）。

なお、「虐待に該当する身体拘束」は1件、虐待の発生要因（複数回答）については、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」、「職員のストレス・感情コントロール」「介護に手がかかる、排泄や呼び出しが頻回」が各9件で最も多かった。

表2 群馬県における要介護施設従事者等による虐待の状況

事例番号	事 例				
	1	2	3	4	5
被虐待者の性別	男女（各1名）	男女（各1名）	女	男	女
被虐待者の年齢階級	65歳未満障害者、80～84歳	65歳未満障害者、80～84歳	80～84歳	80～84歳	80～84歳
被虐待者の要介護度	要介護2、5	要介護2、3	要介護5	要介護2	要介護3
虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待のあった事業所の種別	(住宅型)有料老人ホーム	通所介護等	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
虐待を行った従事者の職種	介護職	施設長	介護職	介護職	管理職
虐待に対して取った措置	改善指導	改善勧告	改善指導	改善指導	改善指導

事例番号	事 例				
	6	7	8	9	10
被虐待者の性別	女	男	女	女	女
被虐待者の年齢階級	75～79歳	85～89歳	65～69歳	80～84歳	90～94歳
被虐待者の要介護度	要介護3	要介護4	要介護3	要介護1	要介護4
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
虐待のあった事業所の種別	(住宅型)有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム	介護老人保健施設
虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	介護職	介護職	その他
虐待に対して取った措置	改善指導 (口頭)	改善指導	改善指導	改善指導	改善勧告

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等（市町村における対応状況等）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

（1）相談・通報対応件数

県内 35 市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 309 件であった（過去最多）。令和 2 年度は 291 件であり、18 件増加した。

（2）相談・通報者（表 3）

「警察」が 23.1% と最も多く、次に「介護支援専門員」21.1%、「家族・親族」12.9% であった。

表 3 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	72	25	17	10	9	25	44	6	32	79	22	1	342
構成割合(%)	21.1	7.3	5.0	2.9	2.6	7.3	12.9	1.8	9.4	23.1	6.4	0.3	100.0

（3）事実確認の状況（表 4）

「事実確認調査を行った事例」が 95.1%、「事実確認調査を行っていない事例」が 4.9% であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は 0.6% であり、また、立入調査以外の方法により調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が 68.5%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 26.0% であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 4.0%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 0.9% である。

表4 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度以前に通報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	311	293	18	95.1
立入調査以外の方法により調査を行った事例	309	291	18	(94.5)
訪問調査を行った事例	224	208	16	[68.5]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	85	83	2	[26.0]
立入調査により調査を行った事例	2	2	0	(0.6)
警察が同行した事例	1	1	0	[0.3]
援助要請をしなかった事例	1	1	0	[0.3]
事実確認調査を行っていない事例	16	16	0	4.9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	13	13	0	(4.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	3	3	0	(0.9)
合 計	327	309	18	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表5）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は115件であった。令和2年度は147件であり、32件減少した。

表5 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	115	37.0
虐待ではないと判断した事例	104	33.4
虐待の判断に至らなかった事例	92	29.6
合 計	311	100.0

(5) 虐待の発生要因（表6）

最も回答が多い要因は「虐待者側の精神状態が安定していない」の68.7%、続いて「虐待者側の理解力の不足や低下」の51.3%、「虐待者側の介護疲れ・介護ストレス」の46.1%、「虐待者側の知識や情報の不足」が44.3%の順であった。

表6 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	構成割合
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	53	46.1
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	49	42.6
	c) 孤立・補助介護者の不在等	41	35.7
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	19	16.5
	e) 知識や情報の不足	51	44.3
	f) 理解力の不足や低下	59	51.3
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	40	34.8
	h) 障害・疾病	43	37.4
	i) 障害疑い・疾病疑い	30	26.1
	j) 精神状態が安定していない	79	68.7
	k) ひきこもり	15	13.0
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	50	43.5
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	29	25.2
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	46	40.0
	o) 飲酒の影響	17	14.8
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	11	9.6
	q) その他	23	20.0
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	50	43.5
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	39	33.9
	c) 身体的自立度の低さ	47	40.9
	d) 排泄介助の困難さ	34	29.6
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	28	24.3
	f) 障害・疾病	47	40.9
	g) 障害疑い・疾病疑い	22	19.1
	h) その他	14	12.2
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	45	39.1
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	24	20.9
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	47	40.9
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	29	25.2
	e) その他	6	5.2
その他	a) ケアサービスの不足の問題	33	28.7
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	9	7.8
	c) その他	6	5.2

以下、虐待判断事例件数 115 件を対象に、虐待の内容、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(6) 虐待の内容

ア 虐待の種別（表7）

「身体的虐待」が 80.0%と最も多く、続いて「心理的虐待」が 34.8%、「経済的虐待」が 16.5%、「介護等放棄」が 11.3%であった。

表7 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	92	13	40	0	19	164	115
構成割合(%)	80.0	11.3	34.8	0.0	16.5	-	-

イ 虐待の程度の深刻度

5段階評価で、「3-生命・身体・生活に著しい影響」が37.9%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が24.2%であった。一方、最も深刻な「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は16.7%であった。

(7) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢（表8）

性別では、「女性」が75.7%、「男性」が24.3%と「女性」が全体の約7～8割を占めていた。

年齢階級別では、「80～84歳」が23.5%と最も多くなっている。

表8 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	13	21	21	27	17	16	0	115
構成割合(%)	11.3	18.3	18.3	23.5	14.8	13.9	0.0	100.0

イ 要介護認定者数（表9）

被虐待高齢者115人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が54.8%（63人）であった。

表9 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	44	38.3
申請中	5	4.3
認定済み	63	54.8
認定非該当 (自立)	2	1.7
不明	1	0.9
合計	115	100.0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表10、表11）

要介護認定者84人における要介護状態区分は、「要介護1」が27.0%と最も多く、続いて「要介護4」が17.5%、「要介護2」「要介護3」が11.1%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「II以上」の者は73.0%（46人）であり、被虐待高齢者全体（115人）の40%を占めている。

表 10 被虐待者の養介護認定

	人数	構成割合(%)
要支援 1	4	6.3
要支援 2	6	9.5
要介護 1	17	27.0
要介護 2	7	11.1
要介護 3	7	11.1
要介護 4	11	17.5
要介護 5	6	9.5
不明	5	7.9
合計	63	100.0
(再掲)要介護3以上	(24.0)	(38.1)

表 11 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合
自立又は認知症なし	7	11.1
自立度 I	4	6.3
自立度 II	17	27.0
自立度 III	14	22.2
自立度 IV	5	7.9
自立度 M	1	1.6
認知症はあるが自立度不明	9	14.3
認知症の有無が不明	6	9.5
合計	63	100.0
自立度 II 以上(再掲)	(46)	(73.0)

エ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が 61.7%、「虐待者及び他家族と同居」が 26.1%で、8割以上が虐待者と同居であった。

オ 世帯構成（表 12）

「夫婦のみ世帯」が 26.1%と最も多く、続いて「未婚の子と同居」25.2%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」17.4%、「子夫婦と同居」5.2%で、5割近くが子と同居であった。

表 12 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	6	30	29	20	6	13	2	9	0	115
構成割合(%)	5.2	26.1	25.2	17.4	5.2	11.3	1.7	7.8	0.0	100.0

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上から成る世帯のうち、親族関係ない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

カ 虐待者との関係（表 13）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 38.3%と最も多く、続いて「夫」が 22.5%、「娘」が 16.7%の順であった。

表 13 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	27	9	46	20	1	2	5	5	5	0	120
構成割合(%)	22.5	7.5	38.3	16.7	0.8	1.7	4.2	4.2	4.2	0.0	100.0

キ 虐待者の年齢（表 14）

虐待者の年齢階級は、「50～59 歳」が 24.2% と最も多く、続いて「40～49 歳」が 16.7%、「60～64 歳」「70～74 歳」が 9.2% の順であった。

表 14 虐待者の年齢

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1	5	8	20	29	11	7	11	8	10	2	0	8	120
構成割合(%)	0.8	4.2	6.7	16.7	24.2	9.2	5.8	9.2	6.7	8.3	1.7	0.0	6.7	100.0

(8) 虐待への対応策

ア 分離の有無（表 15）

令和 2 年度以前に虐待と判断され、対応が令和 3 年度にまたがった継続事例を含めた 171 人の被虐待高齢者に対する対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者から分離を行った事例」が 25.7%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 39.8% であった。

表 15 分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	44	25.7
被虐待者と虐待者を分離していない事例	68	39.8
現在対応について検討・調整中の事例	3	1.8
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居, 入院, 入所等)	36	21.1
その他	20	11.7
合計	171	100.0

イ 分離を行った事例における最初に行った対応（表 16）

分離を行った事例における最初に行った対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 25.0% と最も多く、次に「医療機関への一時入院」が 22.7%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 20.5% であった。

表 16 分離を行った事例の対応の内訳（最初におこなった対応）

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	11	25.0	1
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	9	20.5	9
緊急一時保護	4	9.1	3
医療機関への一時入院	10	22.7	3
上記以外の住まい・施設等の利用	1	2.3	1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	3	6.8	2
その他	6	13.6	2
合計	44	100.0	21

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表 17）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 47.1%と最も多く、次に「経過観察（見守り）」が 35.3%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 29.4%であった。

表 17 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合(%)
経過観察(見守り)	24	35.3
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	32
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	7
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	20
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	2
	その他	11
	合計(累計)	97

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」は 4 人、「利用手続き中」が 3 人であり、このうち市町村長申し立ての事例は 5 人であった。一方、「日常生活自立支援事業の開始」は 6 人であった。

（9）虐待等による死亡事例

令和 3 年度において、「養護者（介護している親族を含む）による事例で、被介護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村で把握している事例は 1 件であった。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、項目ごとの実施率をみると、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化」が31市町村（88.6%）と最も高く、次に「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が30市町村（85.7%）、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が29市町村（82.9%）、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」が28市町村（80.0%）となっている。

また、今回より養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目を新たに設けられた。新設項目の中では、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が74.3%と最も高かった一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」が14.3%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が11.4%、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が0%と半数を下回る項目が多かった。